

參考答案
〔民法親族相續〕

第一〔設問1〕について

1 前提

まず、本件においては、遺言は発見されていないから、Aの遺産は法定相続分により配分される（民法（以下略）900条）。

本件における法定相続分は、C F Gがそれぞれ3分の1ずつである。

2 生命保険金

Fは、Aの生命保険金もAの遺産であると主張する。これに対し、Cの反論としては、生命保険金はAの死亡後に支払われるものであるから、Aの遺産に含まれない、というものが考えられる。

ここで、相続が被相続人の死亡を契機として生じるものであることから、原則的に被相続人の死亡時の財産が相続財産の範囲となる。一方、生命保険金請求権は、被保険者が死亡時に初めて発生するものであるが、生命保険金は、保険受取人に対して直接支払われるものである。そのうえ、生命保険金は、単に支払った保険料が払い戻されるという関係にない。したがって、相続人が保険金受取人になっても、ほかの相続人との間の不公平が903条の趣旨に照らし是認できないほど著しいという特段の事情がない限り、相続財産に含まれないというべきである（判例同旨）。

本件では、Cが受け取る生命保険金は8000万円である。当

該金額は、Aの遺産全体の30%に上りやや高額であるが、CがAと同居し、家族ぐるみで面倒を見てきたうえ、Aの事業を手伝い財産形成に寄与してきた。また、Aは2億4000万円の財産を残しており、F、Gについても、相当額の遺産を承継する見込みがある。このことから、Cが生命保険金を受け取ったとしても、ほかの相続人との関係で著しく不公正とは言えない。

よって、生命保険金8000万円は、相続財産に含まれない。

3 特別受益

(1) Fは、CとGはAから資金援助を受けたから、自分が多く財産を受け取るべきと主張する。当該主張は、特別受益（903条）の主張である。

(2) 特別受益の持ち戻しとは、被相続人が相続開始前に相続人に対して行った贈与などの財産処分について、相続財産に含めて計算することであり、相続人間の公平を図る制度の一つである。

(3) まず、Gについて、Gは、自宅を購入する資金として3000万円を受け取っている。これは、AがGに対して行った「生計の資本」としての贈与であり、特別受益にあたる。

(4) 次に、Cは、Aから月額30万円を受け取っていた。しかし、当該金銭は、CがAの不動産事業を代わりに行っていた対価と考えられる。すなわち、CはAの不動産管理に専念し、物件のトラブルに対する対応や、故障や修繕の対応、税理士等と

のやり取りを行っており、Aの不動産を管理するために自身で動くことも多かった。Cが不動産の管理を管理会社に委託し、税務申告を税理士に委任したとしても、C自身が上記行為を行っていた以上、Aからの毎月の給付は、Cの業務に対する対価であるというべきである。

したがって、業務の対価である以上、「生計の資本として」なされた贈与であるということとはできず、特別受益に当たらない。

4 寄与分

(1) 一方、Cの反論として、Cの妻DがAの介護に専念したから、これがCの寄与分（904条の2）として認められるべき、というものがある。

(2) 寄与分は、被相続人の財産の維持または増加につき特別の寄与をした者につき相続分の増加を認める制度である。このうち、「特別の寄与」とは、被相続人との関係で、通常期待される範囲を超える程度の寄与でなければならぬ。

(3) まず、本件において、Aの介護を行っていたのは、Cの妻であるDである。寄与分は、相続人の相続割合を変動させるものである以上、相続人自身の寄与でなければならぬのが原則であるが、Dのように、相続人と同居する配偶者については、相続人と生計を同一にしていることが多く、相続人と一体としてみることができるとして、配偶者の寄与についても、相続人

の履行補助者として、相続人の寄与分を考慮すべきである。

(4) そこで、Dの寄与について考察する。本件では、Dは自身の職を辞してまで、Aの介護に専念している。通常、一般家庭においても職を辞して介護に専念することはまれであり、介護施設に入居させるか、在宅介護のために費用を支出する。そうだとすると、DらがAと同居していることを考慮してもなお、「特別の寄与」にあたるといえる。そして、DがAの介護に専念していなければ、月額25万円の収入を得ていたことを考えれば、当該収入相当額をAの介護に振り分けたということができると、DがAの介護に専念していなければ得ていたであろう収入分600万円を、Cの寄与分として考慮すべきである。

5 具体的相続分の算定

以上により、本件における相続人の具体的相続分は、Cは9400万円、Fは8800万円、Gは5800万円である。

第2 設問2

1 Fが遺産を確保するための方法として、遺言無効確認の訴え及び遺留分減殺請求が考えられる。

2 Fは、本件遺言により、自身が受け取るはずであった財産を受け取れなくなったことから、まずは、当該遺言自体の有効性を争うことが考えられる。遺言無効の事由として、形式的な違法、意思能力等の主張が考えられる。

3 またFは、本件遺言が有効という前提のもとに、自身の遺留分を確保するために、遺留分減殺請求をすることが考えられる。

Fの遺留分割合は、Aの相続財産の6分の1である（1028条）。遺留分減殺請求は、相続発生を知ったときから1年以内に行う必要がある（1042条）、一方で訴えによって行う必要はなく、訴訟外の請求で足りる。

以上